

第114回 苫小牧市都市計画審議会
審議事項（5）【付議2】 苫小牧圏都市計画公園の変更について

1 都市計画公園とは

○都市計画公園とは都市計画法に規定される都市施設の1つであり、都市計画決定権者である都道府県知事又は市町村長が都市計画決定した「公園」を指します。（都市計画法第11条第1項第2号）

2 変更内容と理由について

○都市計画公園3・3・6号港公園を廃止します。

○当該公園は、昭和37年に臨港地区として位置付けられた区域内に位置しており、昭和40年に開設された。その後、当時の市街地の急激な伸展に伴い、事務所、倉庫等が周囲に建設されていた中、港の船舶を眺望できる公園として、また、住民の健全な憩いの場として昭和47年に都市計画決定されました。

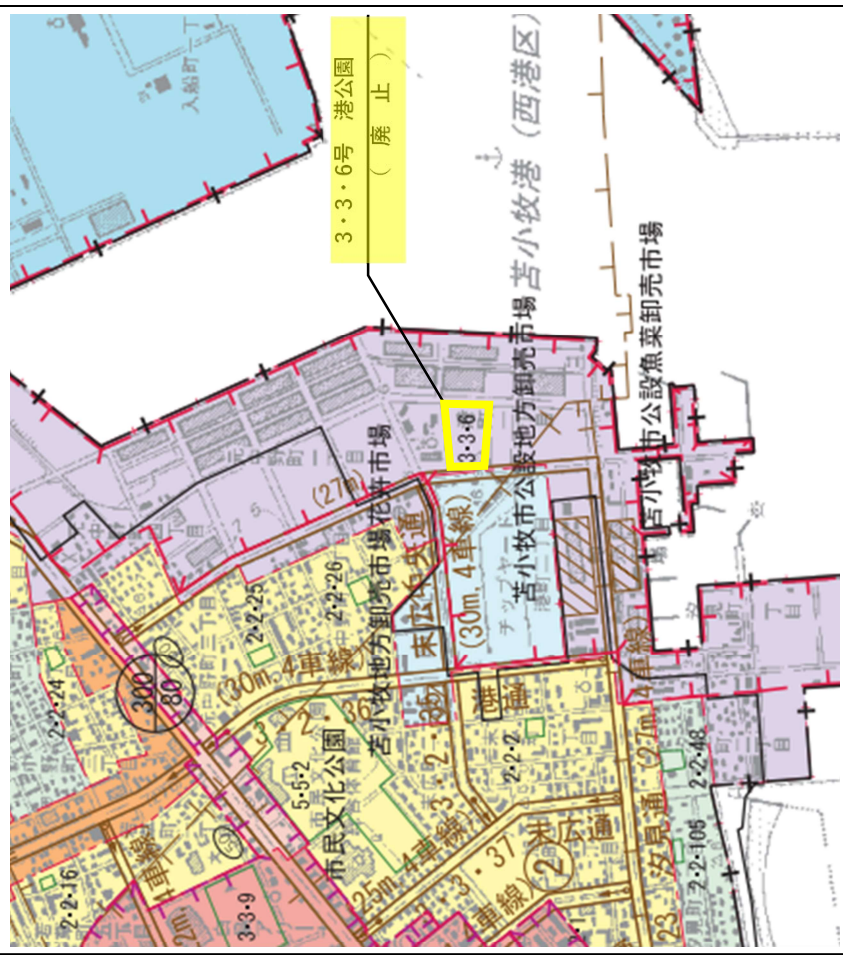
○その後、港公園周辺では、昭和59年に都市計画決定された市民文化公園が整備され、このほかにも日常的に住民が利用する都市計画公園として、街区公園が整備されたことにより、住民の憩いの場が市民文化公園周辺へと移っていきました。

○さらに、船舶の眺望を楽しめる機能は、倉庫などの施設が整備されるなど、港湾の利用状況の変化により、港公園が有していた都市計画決定当初の役割を他の公園が果たしている状況となったこと、港公園の土地を埠頭用地とすることによって港湾機能の充実化を図ることが本市にとって公益上より重要であるためです。

3 変更の内容

| 種別 | 名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
|------|-------|-----|-----------|-------|----|
| | 番号 | 公園名 | | | |
| 近隣公園 | 3・3・6 | 港公園 | 苫小牧市港町1丁目 | 1.4ha | 廃止 |

変更 (案)



現状

